

2009年11月9日 全12頁

# 国際会計基準導入に関するアンケート調査 (要約版)

制度調査部  
吉井 一洋

財務諸表作成者・利用者両方を対象に実施

## [要約]

- 大和総研制度調査部は、大和インベスター・リレーションズ株式会社の協力を得て、「国際会計基準導入に関するアンケート調査」を実施した。実施期間は2009年8月25日から9月16日である。アンケート結果は、ダイワマーケットブリティン2009年秋季号 Vol. 22 (2009.10.26 発売) に掲載されている。
- 本稿はダイワマーケットブリティンの内容を要約したものであり、9月12日時点の仮集計の数値に基づく。財務諸表作成者(経理・IR担当等)75、アナリストやファンド・マネジャー等の財務諸表利用者からは151の回答を得た。作成者の95%は一般事業会社である。(最終的には作成者76件、利用者154件)
- 本レポートではアンケート結果のポイントをとりまとめる。

## 1. 調査の概要

- ◎アンケートは大和インベスター・リレーションズの協力を得て実施した。
- ◎実施期間は2009年8月25日から9月16日である。ただし、今回の発表は9月12日時点の仮集計の数値に基づく。
- ◎回答数は、9月12日時点で財務諸表作成者(以下「作成者」)が75件、財務諸表利用者(以下「利用者」)が151件であった(最終的には作成者76件、利用者154件)
- ◎回答者の特徴は下記のとおりである。

### (1) 財務諸表作成者

- ・資本金500億円以上の会社が31%を占め、81%が東証一部および二部上場企業であった。
- ・連結財務諸表は85%の企業が日本基準、9%が米国基準、5%が国際会計基準で作成している。
- ・海外子会社の財務諸表を日本基準で作成している会社(25%)よりも、国際会計基準(40%)、米国基準(35%)の方が多かった。海外子会社が無い・連結していないとの回答も35%を占めた。
- ・海外で資金調達をしている企業の比率は直接金融が19%、間接金融が13%であった。
- ・回答者の54%は経理・財務、次いで広報・IRが25%を占めた。

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。レポートに記載された内容等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。大和総研の親会社である大和証券ホールディングスと大和証券SMB C(株)及び大和証券(株)は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

・銀行・証券・保険以外の回答者が 71 件であった。

## (2) 財務諸表利用者

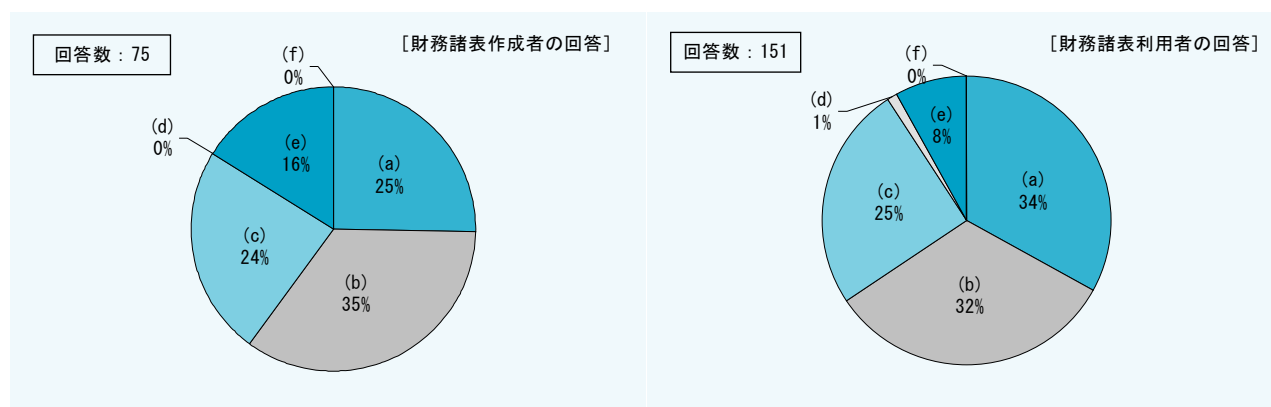
- ・67%が証券アナリスト、9%がファンド・マネージャー、3%が投融資担当者であった。国内系が77%で外資系が23%であった。
- ・証券会社に所属する回答者が38%と最も多く、投資顧問会社が23%とこれに続く。

## 2. 国際会計基準導入について

### (1) コンバージェンスとアダプション

#### ① コンバージェンスとアダプションの支持の状況

◎国際会計基準のコンバージェンスとアダプションの支持者は合計で作成者が84%、利用者が91%で、作成者はアダプションが妥当とする回答が最も多く35%（コンバージェンスが妥当との回答は25%）、利用者はコンバージェンスが妥当とする回答が最も多く34%を占めた（アダプションが妥当とする回答は32%）。アダプションを妥当とする回答は利用者よりも作成者の方が多かった。

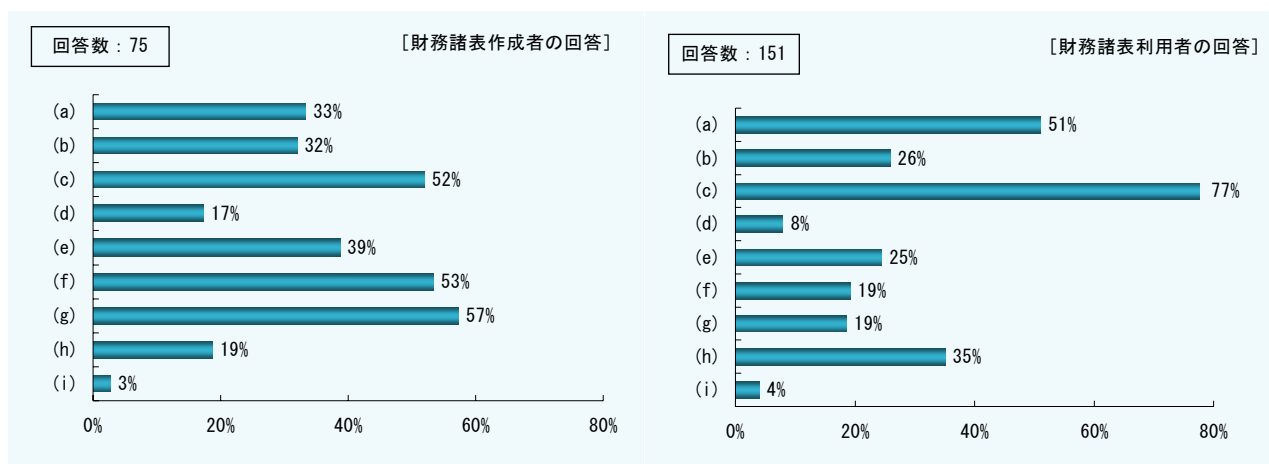


(a) コンバージェンスが妥当 (b) アダプションが妥当  
(c) どちらも必要(アダプションとコンバージェンスの両方を推進する) (d) どちらも必要でない  
(e) わからない (f) その他

◎コンバージェンスのメリットとしては、作成者・利用者とも自国の基準を自国で決定できることをあげた回答が最も多く（作成者68%、利用者66%）、作成者は、次いで会社法・税法との調整が容易なこと（46%）、利用者は重要な差異を解消できること（52%）を挙げる回答が多かった。

◎アダプションのメリットとしては、作成者・利用者とも、国際的な信用を得られることをあげる回答が最も多く（75%、64%）、作成者は次いで海外での資金調達が容易になること（57%）、利用者はわが国資本市場の国際性を高めること（59%）をあげる回答が多かった。

◎コンバージェンスとアダプションの推進による影響として、作成者は、有価証券報告書等の作成コストの増加（57%）、原則主義による混乱（53%）、同業他社との国際比較の容易化（52%）、利用者は、同業他社との国際比較の容易化（77%）、財務諸表の透明性向上（51%）、製造原価明細書・附属明細表等の廃止の影響（35%）などを上位に挙げていた。



- (a) 時価評価を重視する傾向、オフバランスの項目をオンバランス化する傾向があるため、財務諸表の透明性が向上する  
 (b) 経済的な実質が同じであれば、法的形式に拘らず、同じ会計処理を適用する傾向があるため、財務諸表がわかりやすくなる  
 (c) 同業他社の国際間比較が容易になる  
 (d) 財務情報以外の部分の記載内容の充実も期待できる  
 (e) 見積り的な要素が増えるため、財務諸表がかえってわかりにくくなる  
 (f) 原則主義であるため、実務への適用の際に困難が生じる(アダプションの場合)  
 (g) 有価証券報告書等への記載内容が増加し、作成コストが増加する(あるいは情報過多でかえって利用しづらくなる)  
 (h) 製造原価明細書、附属明細表、主な資産および負債の内容等の記載が無くなり、利益予想に必要な限界利益率、個別保有銘柄の影響、主要な取引先、借入先等の情報は把握できなくなる可能性がある  
 (i) その他

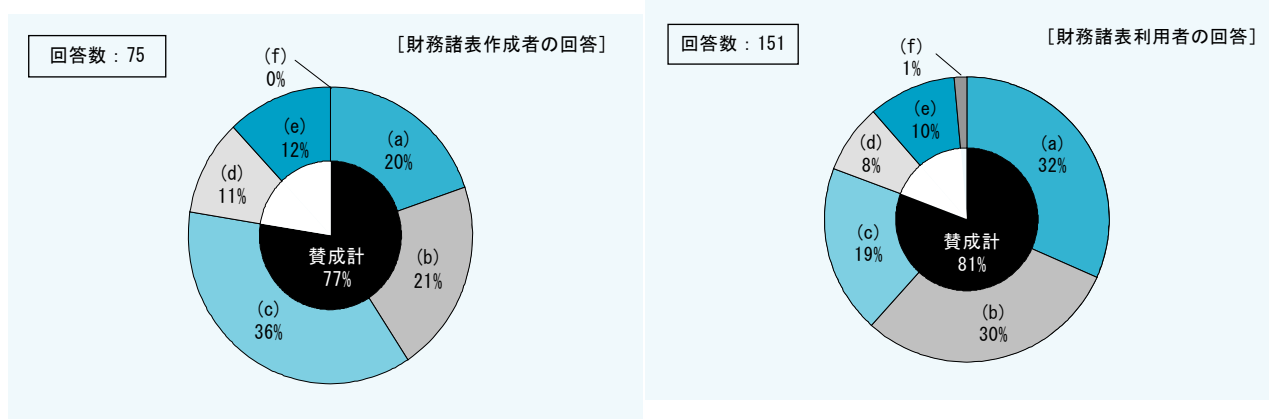
## ②任意適用について

◎国際会計基準の任期適用が認められる企業の範囲については妥当であるとの意見が作成者は86%、利用者は80%を占めた。並行開示についても十分であるとの意見が作成者で58%、利用者で58%を占めたが、作成者では、開示する情報が多すぎるとの意見が35%、利用者では、不十分という意見が33%とこれに次いだ。

◎任意適用を予定している企業は3社あり、1社は2011年度からの適用、2社が2012年度以降の適用を予定している。

## ③強制適用について

◎国際会計基準の上場企業への強制適用について、作成者は77%、利用者は81%が賛成であったが、作成者は36%が適用対象を狭めるべき、利用者の30%は適用対象を広げるべきと回答した。



- (a) 上場企業に適用を強制することに賛成である
- (b) 賛成だが、適用対象をもっと広げるべきである(非上場の有価証券報告書作成企業、非上場の金融機関・保険会社・証券会社、会社法上の大会社など)
- (c) 賛成だが、適用対象をもっと狭めるべきである(海外で資金調達・事業を行なっている企業に限る、一定規模以上の上場会社に限る、新興市場を除外するなど)
- (d) 反対である (e) わからない (f) その他

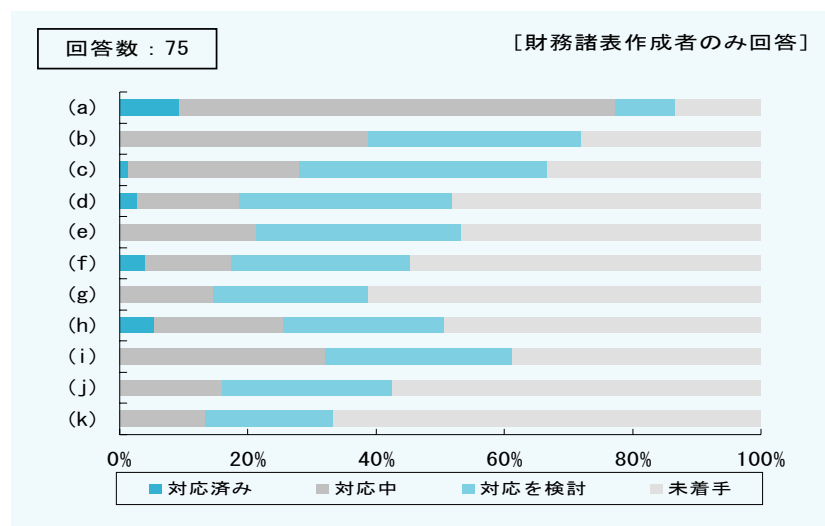
◎強制適用の時期について、作成者側は「早すぎる」との回答が16%、「遅すぎる」との回答が22%で「わからない」との回答が48%と最も多かった。「妥当である」旨の回答(「その他」の中で記述)も9%あった。利用者は、「早すぎる」は7%に留まり、「遅すぎる」との回答が42%に達した。「わからない」との回答も43%を占めた。「妥当である」旨の回答(「その他」の中で記述)も5%あった。段階適用(最長3年間)について、作成者は58%が支持したが、利用者は54%が一斉適用すべきと回答した。

◎強制適用の際の一部の基準の適用留保について、作成者は67%、利用者は57%が「やむを得ない場合もある」との回答であった。一部の業種について特別扱いすることについては、作成者が47%、利用者は48%が「やむを得ない場合もある」との回答であった。

#### ④導入に向けた課題

◎導入の課題としては、作成者では、発行会社の体制整備を挙げる回答が最も多く、国際会計基準の内容、監査法人の体制整備、会社法・税法の対応がこれに次いだ。利用者は国際会計基準の内容、監査法人の体制整備、発行会社の体制整備、国際会計基準の日本語版の作成、会社法・税法の対応の順であった。

◎導入の準備は、対応済みの項目はほとんどなく、あまり進捗していないことが伺えた。情報収集・経営者の理解についてもまだ対応中の段階であった。

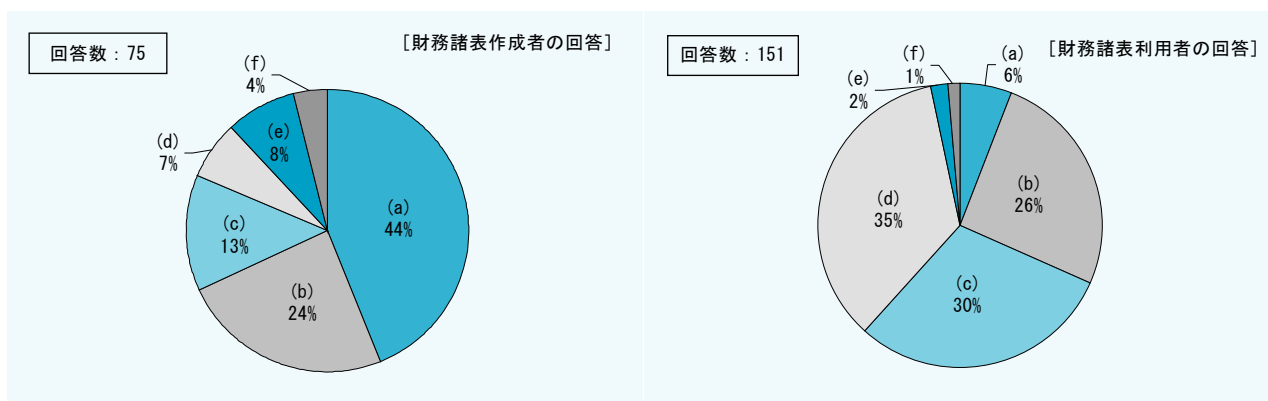


- (a) 国際会計基準に関する情報収集
- (b) 国際会計基準に対する経営者の理解
- (c) 国際会計基準の影響度分析
- (d) 導入推進のための専門部署の設置
- (e) 導入に向けた基本計画の策定
- (f) 会計指針(マニュアル)の作成
- (g) システム整備
- (h) 内部統制の整備
- (i) 担当者材育成
- (j) 社内全体の教育推進
- (k) 国際会計基準適用のテスト
- (l) その他

#### (2) 個別財務諸表の取扱い

◎国際会計基準の強制適用の際の個別財務諸表の取り扱いについては、作成者は廃止(44%)、簡素化(24%)、個別財務諸表のみで把握できる情報を連結財務諸表に反映させた上で簡素化・廃止(13%)、利用者は

現状のまま存続（35％）、個別財務諸表のみで把握できる情報を連結財務諸表に反映させた上で簡素化・廃止（30％）、簡素化（26％）の順番であった。

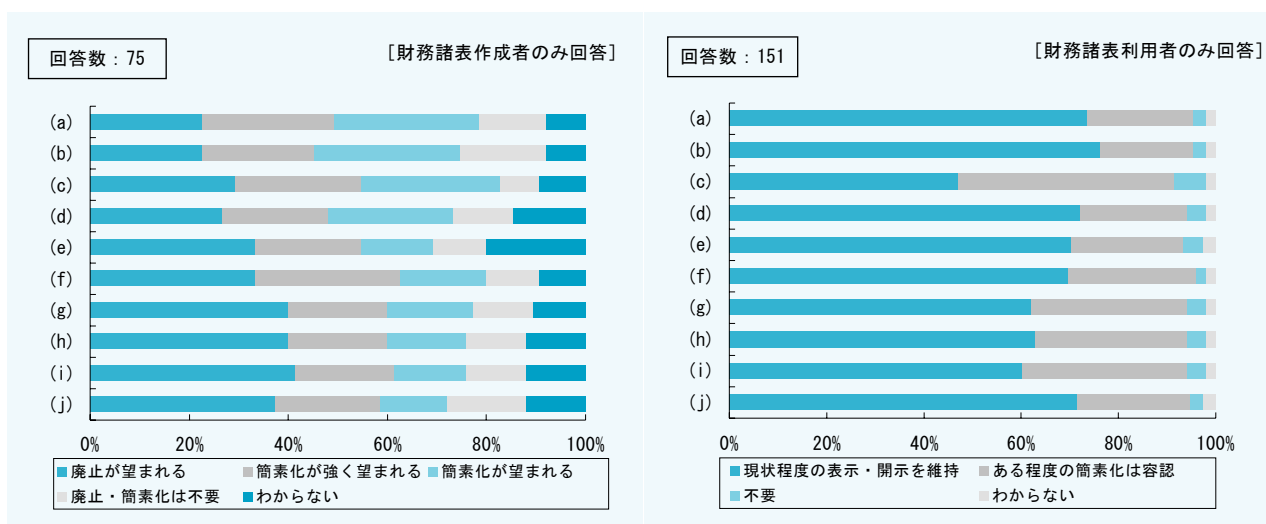


- (a) 廃止すべきである  
 (b) 簡素化した上で、存続させるべきである  
 (c) 個別財務諸表でのみ把握できる情報を連結財務諸表に反映させた上で簡素化・廃止すべきである  
 (d) 現状のまま存続させるべきである  
 (e) わからない  
 (f) その他

◎個別財務諸表を存続させる場合、作成者は国際会計基準のみで作成すべきとの意見が32%と最も多く、国際会計基準と日本基準の折衷が24%、日本基準のみでの作成が22%とこれに続いたが、利用者は国際会計基準・日本基準両方での作成、国際会計基準と日本基準の折衷が26%、国際会計基準のみでの作成が25%と拮抗していた。

◎連結財務諸表を作成していない企業の個別財務諸表については、作成者・利用者とも国際会計基準のみで作成すべきとの回答が最も多かったが（50%、39%）、利用者では国際会計基準・日本基準両方での作成を支持する回答も29%を占めた。

◎強制適用の際の個別財務諸表の開示内容について、利用者側は現状程度の表示・開示を求める項目が、株主資本等変動計算書を除き、60～80%を占めたが、相対的には損益計算書の科目・項目の維持を求める回答が最も多く、貸借対照表の科目・項目、キャッシュ・フロー計算書、主な資産及び負債の内容がこれに次いだ。作成者では、廃止・簡素化を求める科目・項目がほとんどであったが、特に、引当金明細表、有形固定資産等明細表、有価証券明細表、主な資産及び負債の内容の廃止を求める意見が相対的に多かった。

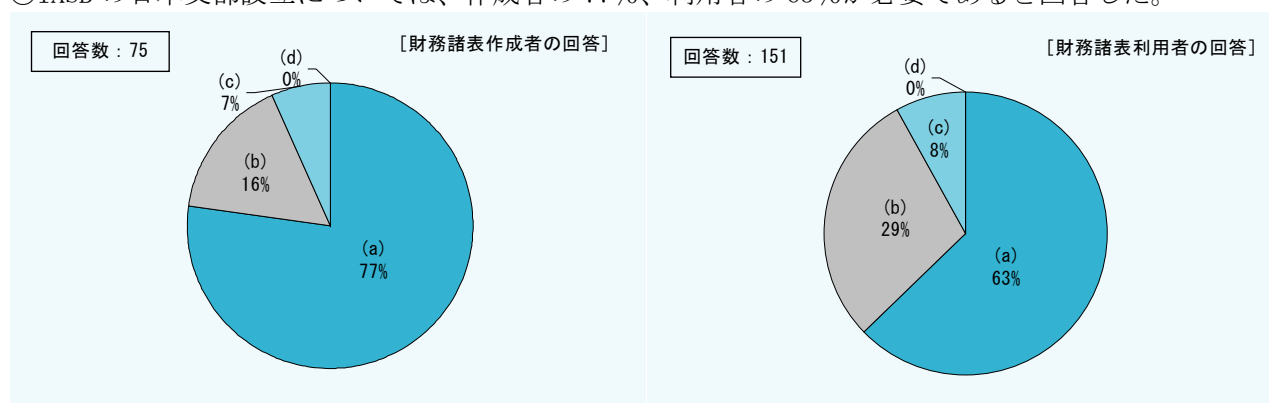


- (a) 貸借対照表の科目・項目      (b) 損益計算書の科目・項目      (c) 株主資本等変動計算書  
 (d) キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない会社の場合に限る)  
 (e) 製造原価明細書      (f) 財務諸表の注記      (g) 有価証券明細表  
 (h) 有形固定資産等明細表      (i) 引当金明細表      (j) 主な資産及び負債の内容

◎連結附属明細表（社債明細表・借入金等明細表）について利用者は現状程度の開示が必要との回答が6～7割を占め、作成者では廃止・簡素化を求める回答が合計で7割強を占めた。

### (3) IASBの日本支部設立

◎IASBの日本支部設立については、作成者の77%、利用者の63%が必要であると回答した。

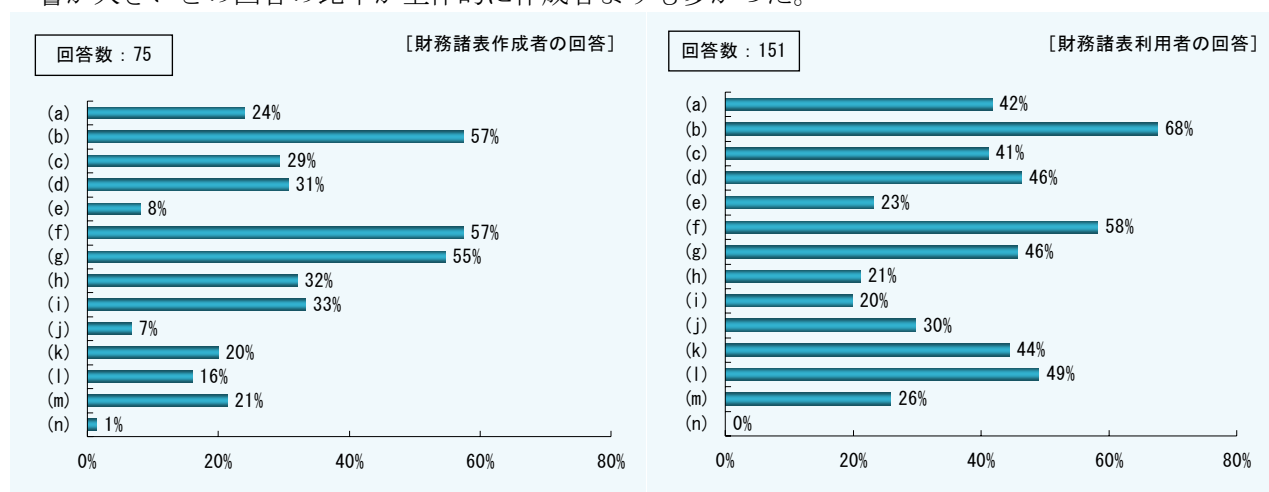


- (a) 日本に支部を設立すべきである      (b) 日本でなくてもアジア地域内に設立が必要である  
 (c) 必要ない      (d) その他

## 3. わが国での会計基準の見直しについて

### (1) わが国において既に見直された会計基準（今後導入）の影響

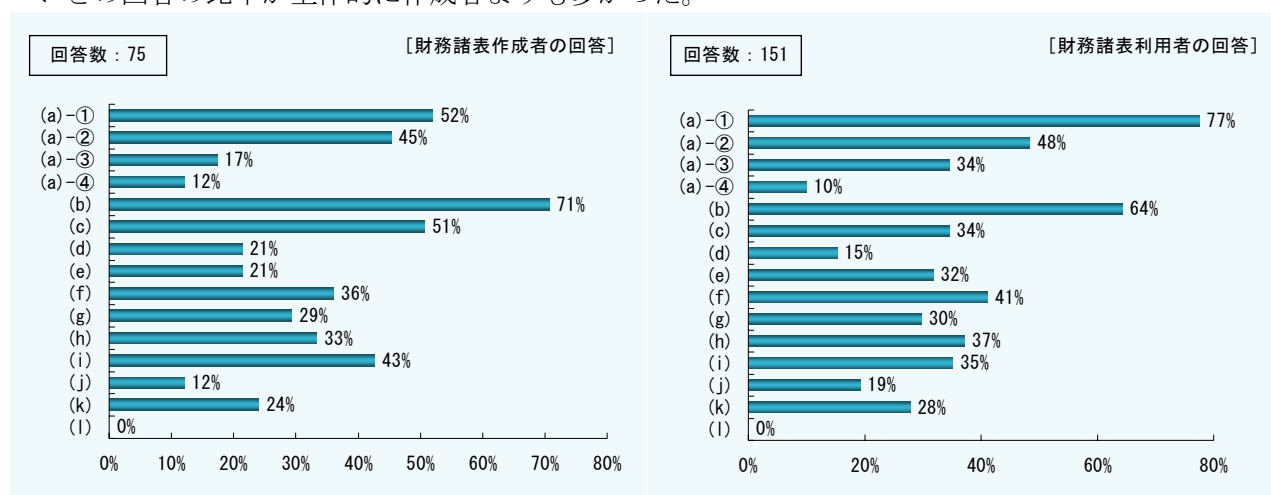
◎コンバージェンスのため既に見直しが行なわれた基準のうち影響が大きいものとして、作成者は金融商品の時価の開示（回答者の57%）、退職給付債務（割引率の見直し）（57%）、セグメント情報の開示の見直し（55%）を挙げる回答が多かった。利用者は金融商品の時価の開示（68%）、退職給付債務（割引率の見直し）（58%）、企業結合での持分プーリング法廃止以外の項目（49%）の順であったが、影響が大きいとの回答の比率が全体的に作成者よりも多かった。



- (a) 工事進行基準原則化 (b) 金融商品(貸付・借入等を含む)の時価の開示  
 (c) 金融商品のリスクの定量的開示 (d) 賃貸等不動産の時価の開示  
 (e) ベンチャー・キャピタル条項の見直し(連結対象外となるための要件の厳格化)  
 (f) 退職給付債務(割引率の見直し)  
 (g) セグメント情報等の開示の見直し(マネジメント・アプローチの導入)  
 (h) 関連会社の会計方針の統一 (i) 資産除去債務の導入  
 (j) 棚卸資産の後入先出法の廃止 (k) 企業結合の見直し(持分プーリング法廃止)  
 (l) 企業結合の見直しで持分プーリング法廃止以外の項目(「負ののれん」の一括利益計上、開発費・無形資産の資産計上、外国子会社の「のれん」の期末時レートでの円換算)  
 (m) 連結(段階的取得の会計処理、少数株主損益調整前当期純利益の表示等)  
 (n) その他の影響が大きいと思われる項目

## (2) 既存(現行)の国際会計基準とわが国の会計基準の差異について

◎国際会計基準と日本基準の既存の差異のうち、国際会計基準に合わせることによる影響が大きいと回答した項目として、作成者は、包括利益の導入(回答者の71%)、「のれん」の償却の廃止(52%)、過年度遡及修正(51%)、「のれん」の毎期の減損テストの導入(45%)、収益認識(43%)が上位を占めた。利用者は「のれん」の償却の廃止(77%)、包括利益の導入(64%)、「のれん」の毎期の減損テストの導入(48%)、固定資産の減損会計(41%)、減価償却(37%)の順であったが、影響が大きいとの回答の比率が全体的に作成者よりも多かった。



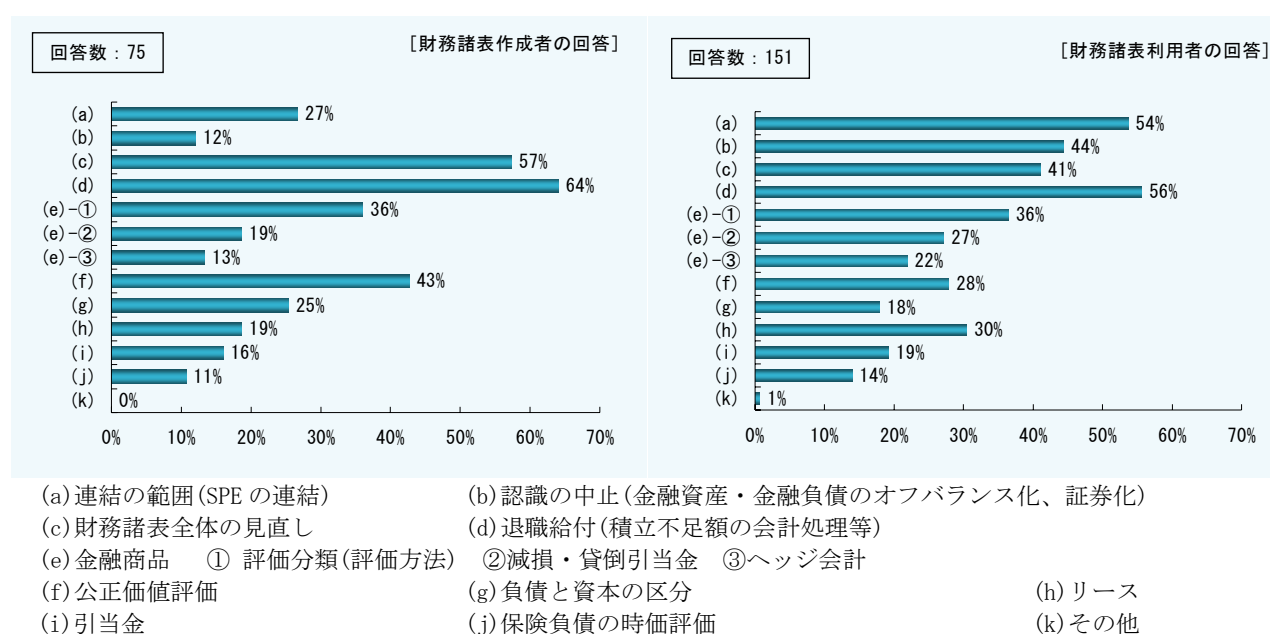
- (a) 企業結合  
 ① 「のれん」の償却の廃止  
 ② 毎期における「のれん」の減損テストの導入  
 ③ 連結財務諸表における少数株主持分の取扱い(資本か否か? 子会社株式の一部譲渡の際の譲渡益計上の可否、少数株主 持分に対応する「のれん」の計上)  
 ④ その他(条件付取得対価、株式交付費以外の支出、偶発負債・従業員の雇用終了等の取扱いなど)  
 (b) 包括利益の導入 (c) 過年度遡及修正(会計方針変更等)  
 (d) 廃止事業(廃止事業の区分表示と、過年度の財務諸表の修正) (e) 開発費の資産計上(資産計上の要件を満たすもの)  
 (f) 固定資産の減損会計(国際会計基準では割引後の将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較)  
 (g) 固定資産の再評価(国際会計基準では可能) (h) 減価償却  
 (i) 収益認識(ポイントサービスなどを含む) (j) 外貨換算(国際会計基準では機能通貨を導入)  
 (k) 引当金(国際会計基準では、(特別)修繕引当金など、現在の債務とは言えないものは計上不可)  
 (l) その他

◎国際会計基準に合わせるべきでない項目としては、作成者はその他(無い・合わせるべき・わからない)が25%、「のれん」の償却の廃止が21%、過年度遡及修正と収益認識がそれぞれ20%、包括利益の導入と固定資産の再評価がそれぞれ19%を占めた。利用者は「のれん」の償却の廃止が28%、包括利益の

導入が 25%、引当金が 17%、開発費の資産計上が 16%、過年度遡及修正が 15%の順であった。

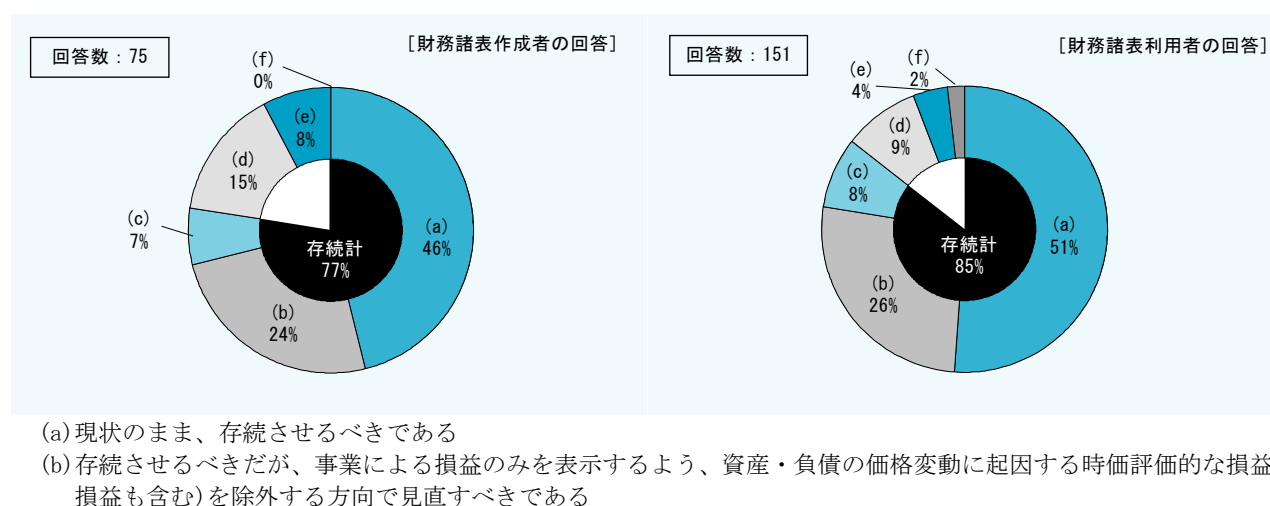
#### 4. 国際会計基準の内容について

◎現在 IASB と米国の FASB が共同で見直しを行なっている項目のうち影響が大きい項目としては、作成者は、退職給付債務（積立不足額の会計処理等）が 64%、財務諸表全体の見直しが 57%、公正価値評価 43%と上位を占めた。利用者は退職給付債務（積立不足額の会計処理等）が 56%、連結の範囲（SPE の連結）が 54%、認識の中止（オフバランス化・証券化）が 44%、財務諸表全体の見直しが 41%、金融商品の評価分類（評価方法）が 36%の順であった。



##### (1) 当期純利益と包括利益

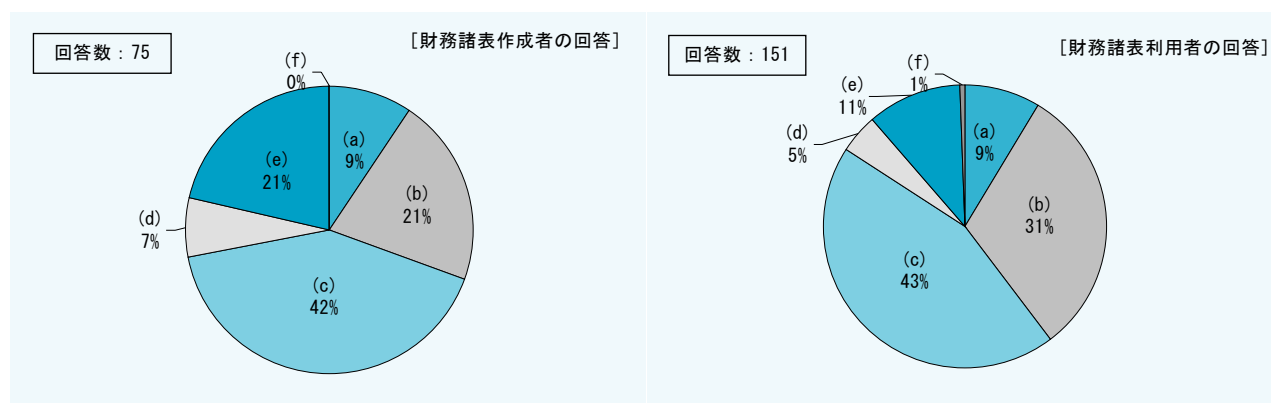
◎「当期純利益」については、作成者の 77%、利用者の 85%が表示の継続を求めている。現状のまま存続すべきとの意見が作成者で 46%、利用者で 51%と最も多かった。





- (c) 存続させるべきだが、資産・負債の価格変動に起因する時価評価的な損益をもっと含める方向で見直すべきである  
 (d) 「当期純利益」は廃止し、「包括利益」に一本化すべきである (e) 表示してもしなくてもよい  
 (f) その他

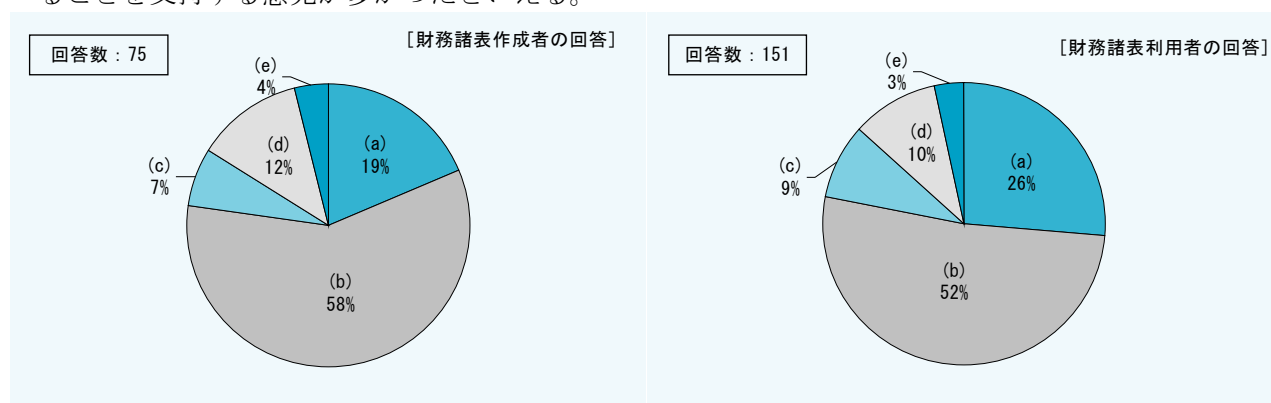
◎ 「包括利益」を導入した場合の活用方法としては、当期純利益を補完する指標として活用されるとの回答が作成者で42%、利用者で43%と最も多かったが、利用者では当期純利益と同程度に活用されるとの回答も31%を占めた。



- (a) 業績指標として、「当期純利益」以上に活用される (b) 業績指標として、「当期純利益」と同程度に活用される  
 (c) 業績指標としては引き続き「当期純利益」が主として活用され、「包括利益」はこれを補完する指標として活用される  
 (d) あまり活用されない  
 (e) どの程度活用されるかは、マスコミや会社四季報等、情報ベンダーなどがどのように活用するかによって左右される部分が多いため、現段階では何とも言いえない  
 (f) その他

## (2) 当期純利益の内容の見直し (株式関連・退職給付関連)

◎ 国際会計基準では、企業が指定した株式 (持ち合い株式・政策投資株式を想定) の売却損益・減損・配当を当期純利益から除外すること、退職給付債務の積立不足の変動額を即時費用 (当期純利益に) 計上することを検討している。このうち前者については作成者の77%、利用者の78%が支持、後者については、作成者が26%、利用者が35%賛成した。最も多かったのは、前者は賛成だが後者は反対という回答で作成者の回答の58%、利用者の回答の52%を占めた。即ち、本業以外の要因を当期純利益から除外することを支持する意見が多かったといえる。

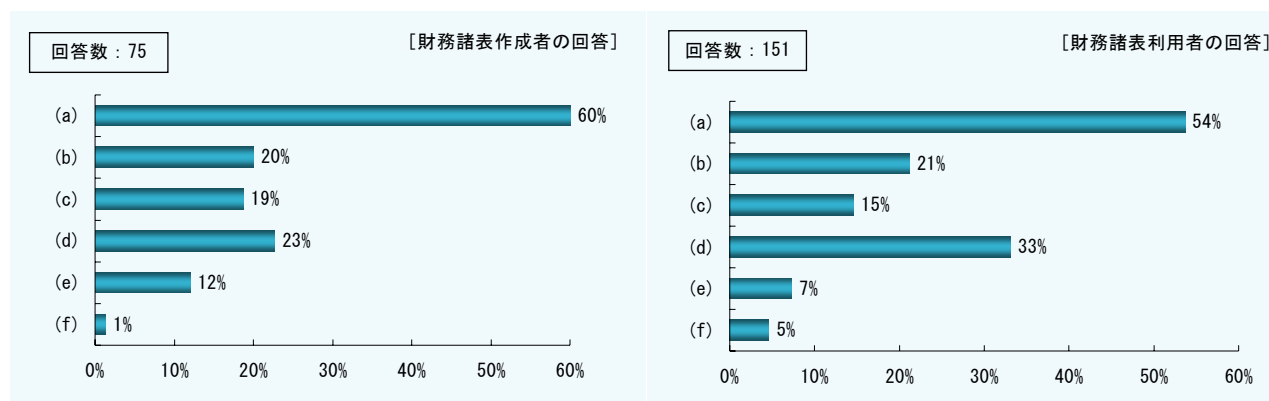


- (a) いずれの案にも賛成である
- (b) 株式の売却時にリサイクルを認めないことに関しては、当期純利益が本業の利益をより適切に表示することになるため賛成だが、年金の積立不足額の変動を即時に「当期純利益」に計上することには、「当期純利益」の内容が本業よりも企業年金の状態に左右されることになるため反対である
- (c) 年金資産・負債の実態や株式保有の効果を当期の損益に反映することが望ましく、退職給付債務の積立不足額の変動を即時に「当期純利益」に計上することには賛成だが、「当期純利益」から、株式の売却益を除外することには反対である
- (d) いずれの案にも反対である。
- (e) その他

◎企業が指定した株式（持ち合い株式・政策投資株式を想定）の配当を当期純利益から除外することについては、作成者の41%、利用者の37%が賛成した。

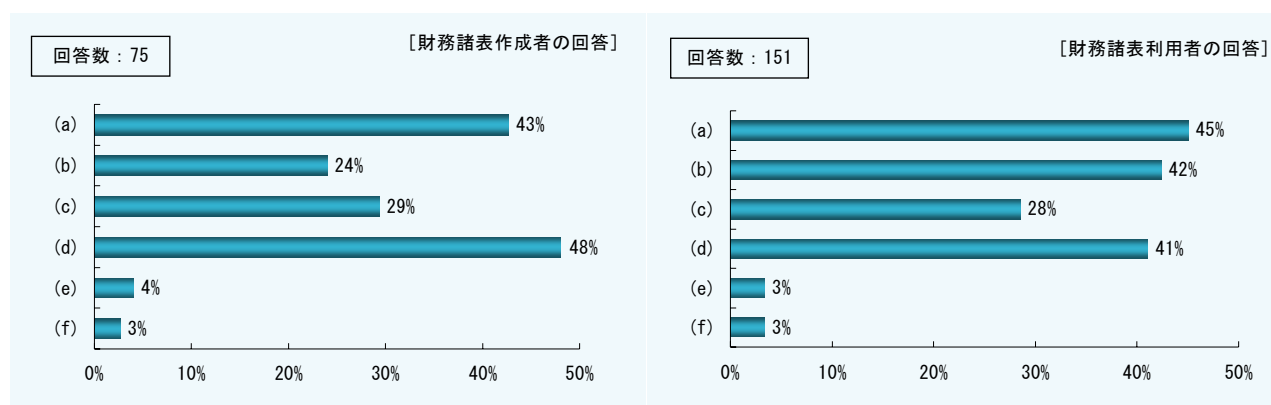
◎株価の評価方法としては、作成者・利用者とも「売買目的」以外の株式の時価の変動を「その他の包括利益」に計上する方法を支持する回答が、それぞれ44%、47%と最も多かった。

◎IASBの金融商品の評価に関する公開草案の内容の影響として、持ち合い株式・政策投資株式の保有の解消を挙げる回答が、作成者・利用者ともそれぞれ60%・54%と最も多かった。利用者では、銀行・保険会社の株式の保有が時価の変動に耐えられる範囲に制限されるとの回答も33%を占めた。



- (a) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」の保有に対する株主や投資家の目は、一層厳しくなり、企業はこれらの株式の解消に向かう
- (b) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」は売却を想定していないため、売却益の当期純利益への計上が認められないことによる影響は無い
- (c) 株主は「政策投資株式」、「持ち合い株式」を売却して、売却益を配当に回すよう求めるようになる可能性がある（公開草案では「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益へ振り替えることは認められている）
- (d) 銀行や保険会社のいわゆる「純投資」の株式は、売却益の計上を想定しているため、時価の変動を損益に計上せざるを得なくなる。したがって、これらの機関の株式保有は、時価の変動に耐えられる範囲に制限されるようになる
- (e) 銀行や保険会社の「純投資」の株式についても、「政策投資株式」、「持ち合い株式」と同様に、時価の変動を「その他の包括利益」に計上するようになる。（「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益に振り替えて対応する）
- (f) その他

◎退職給付債務の積立不足額の変動を即時に損益に計上することによる影響としては、作成者では確定給付型年金から確定拠出型年金への移行を挙げる回答が48%、企業年金が株式等を保有しなくなるとの回答が43%を占めた。利用者では企業年金が株式等を保有しなくなるとの回答が45%、年金負債のデュレーションマッチングやサープラスベースの年金ALMが重視されるとの回答が42%、確定給付型年金から確定拠出型年金への移行を挙げる回答が41%を占めた。



- (a) 企業年金は、株式など、時価の変動の大きい資産を保有しなくなる  
 (b) 年金負債とのデュレーションのマッチングやサープラス(=資産-負債)ベースの年金ALMをより重視するようになる  
 (c) 退職給付信託として拠出した株式が国際会計基準上も年金資産と認められた場合、その価格変動が、拠出企業の「当期純利益」に影響を与えることになる可能性があるため、当該信託の見直しが進む  
 (d) 確定給付型年金から確定拠出型年金への移行が進む  
 (e) 特別な影響は無い (f) その他

◎債券の評価方法の見直し案については、作成者がビジネスモデルによる分類を適切とする回答の方が多かったのに対して、利用者は不適切とする回答の方が多かった。

### (3) 金融商品関連 (その他)

- ◎金融危機以降の金融商品会計基準の見直し(時価の算定方法の弾力化・保有目的区分の変更の制限緩和、減損の緩和)については、利用者よりも作成者の方が賛成の比率が少なかった。
- ◎国際会計基準ではヘッジ会計の金利スワップの特例等が認められない点については、作成者は妥当であるが対応に苦慮するとの回答が32%と最も多く、利用者は妥当であるとの回答が40%と最も多かった。
- ◎ヘッジ会計の見直しのために望ましい項目としては、作成者はヘッジ指定手続きの簡素化(52%)、会計処理の一本化(32%)、ヘッジ有効性テスト(数値基準)の弾力化・廃止(29%)を挙げる回答が多く、利用者は会計処理の一本化(47%)、ヘッジ指定手続きの簡素化(32%)、ヘッジ有効性テスト(数値基準)の弾力化・廃止(20%)、包括ヘッジの弾力化(17%)を挙げる回答が多かった。
- ◎負債の時価評価について、作成者の51%は時価評価すべきではないと回答した。利用者は、債務者自身の信用リスクを含めるべきとの回答が40%を占め、時価評価をすべきでないとの回答が32%とこれに次いだ。

### (4) 国際会計基準のその他の検討項目について

- ◎財務諸表の様式の大幅な見直しについて、作成者は「賛成・反対どちらでもない」という回答が多かった。ただし、貸借対照表の総資産・総負債が表示されなくなる点については「反対」が最も多く、キャッシュ・フロー計算書を直接法で作成(調整表も作成)することについても、「反対」が「どちらでもない」との回答と同程度であった。利用者は賛成する意見が多かったが、総資産・総負債が表示されなくなる点については反対が最も多かった。
- ◎金融資産・負債のオフ・バランス化の要件の見直しについて、作成者・利用者とも「望ましい」とする回答が44%・46%と最も多かったが、作成者ではどのような場合にオフ・バランス化が認められるか明確でないため判断できないとの回答も39%を占めた。利用者では同回答は25%を占めたが、優先・劣後

構造の証券化の場合は、劣後部分を保有するオリジネーターはオフ・バランス化が認められない点について見直しを求める回答も同程度（24%）を占めた。

◎SPE の連結について、作成者・利用者とも「望ましい」との回答が 42%・46%と最も多かったが、作成者は、「どのような SPE が連結対象になるか明確でないため、判断できない」との回答も 31%を占めた。

◎収益認識の見直しについて、作成者は「現在の収益計上方法がどのように変わるかが明確でないため、妥当か否か判断できない」との回答が 43%と最も多く、利用者では「望ましい」との回答が 33%、「工事進行基準が認められなくなることは望ましくない」との回答が 24%を占めた。

◎オペレーショナル・リースの借手の財務諸表でのオン・バランス化については、作成者は、「明確でない部分が多く、妥当か否か判断できない」との回答が 42%と最も多く、利用者は「望ましい」との回答が 53%を占めた。

◎引当金の見直しについては、妥当な処理ではあるが、実務上対応が困難との回答が作成者・利用者とも 74%・59%と最も多かった。